

私たちの共済年金

財政再計算に向けて

— 財政再計算の仕組み等について —

本年9月に、組合員の皆さまが加入している共済年金の「財政再計算」を行うこととなっております。

平成16年度からは、国家公務員共済組合（以下、国共済という。）と地方公務員共済組合（以下、地共済という。）との間で財政単位の一元化により保険料率の段階的一本化や両制度間での財政調整が行われているところです。したがって、今回の財政再計算においては、前回（平成16年）と同様、国共済・地共済全体の将来の給付額・総報酬額などに基づいて一本化した保険料率を算定し、一体とした財政見通しを作成することになります。

そこで、財政再計算についてご理解を深めていただくために、本年3月に発行したリーフレット（共済年金の現状について）に続いて、財政再計算の仕組み等を紹介することといたしました。

今後とも財政再計算に関する情報を、リーフレット等で提供していきたいと考えております。

目次

- ・ 国共済の共済年金の現状 2
- ・ 財政再計算の目的 4
- ・ 財政再計算の仕組み 5
- ・ 国共済と地共済を一体とした平成16年財政再計算の結果の概要 6

国共済の共済年金の現状

1 組合員数と年金受給権者数の現状

～組合員が支える年金受給権者が着実に増加～

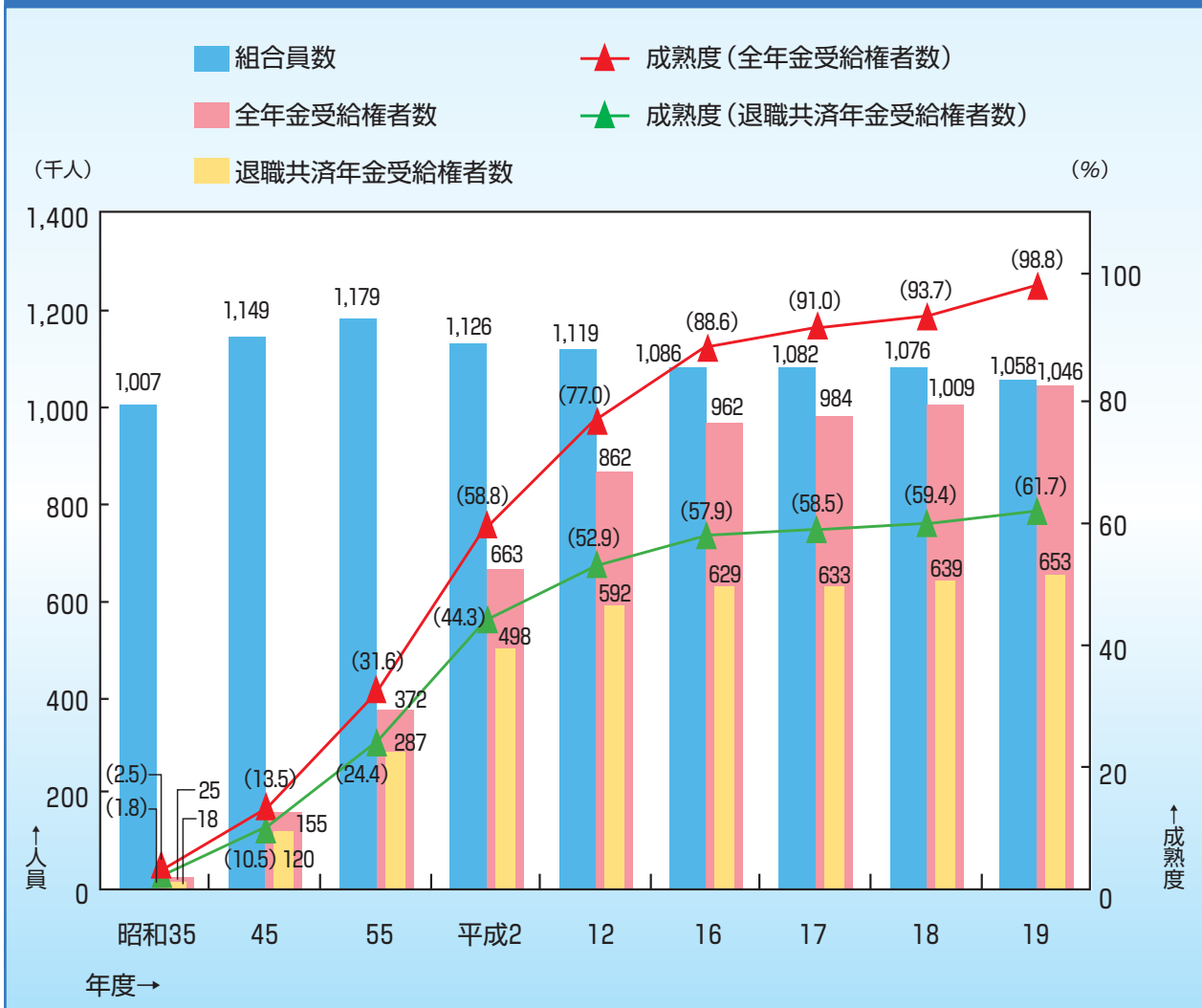
組合員数や年金受給権者数の増減は、年金財政に影響を与えます。

組合員数は、近年、定員削減などにより減少傾向にあり、平成19年度末では105万8千人となっています。これは前年度と比べて、1万8千人、1.7%の減少となっています。

一方、年金受給権者数は、年々増加して、平成19年度末では104万6千人となっています。これは前年度と比べて、3万7千人、3.6%の増加となっています。

この結果、組合員数に対する全年金受給権者数の割合を表す成熟度は年々上昇し、平成19年度末では98.8%となり、1人の年金受給権者を組合員1.01人で支えている状況となっています。

組合員数及び年金受給権者数の推移(年度末)



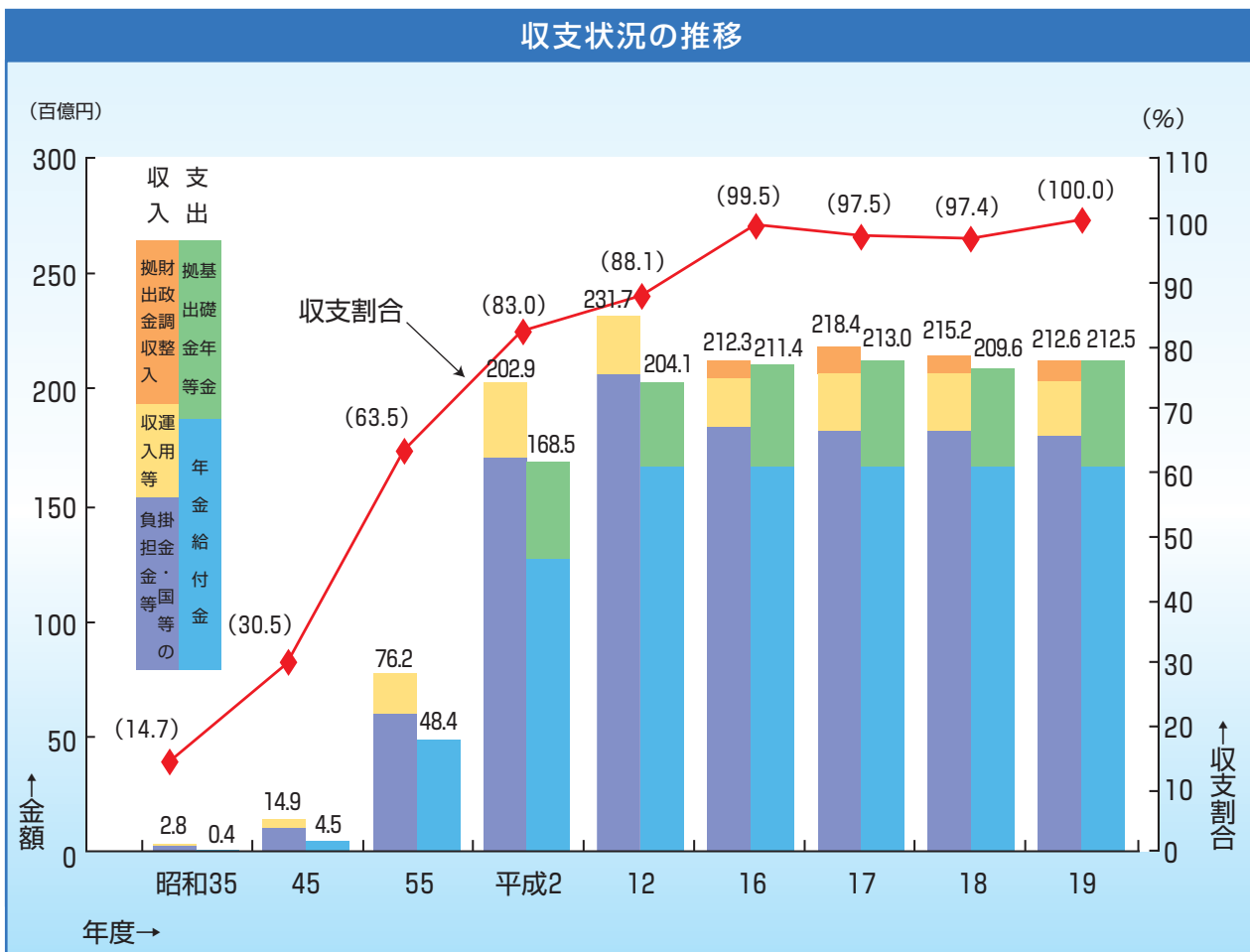
(注) 退職共済年金受給権者数とは、組合員期間が20年以上ある退職共済年金受給権者及び退職・減額退職年金受給権者の合計を示しています。また、全年金受給権者数と退職共済年金受給権者数との差は、遺族共済年金受給権者等です。

～近年は収入と支出がほぼ同額～

平成19年度の収入は、2兆1,257億円となっています。前年度と比べて263億円、1.2%の減少となっていますが、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。なお、平成16年度以降、地共済から財政調整拠入金収入を受け入れています。

一方、平成19年度の支出は、2兆1,253億円となっています。前年度と比べて290億円、1.4%の増加となっていますが、近年は微増基調で推移しています。

この結果、収入に対する支出の割合を表す収支割合^(注1)は上昇基調にあり、平成19年度では100%と、収入と支出がほぼ同額となっています。



(注1) 収支割合 (%) = 支出 ÷ 収入 × 100

(注2) 平成12年度の収入の掛金・国等の負担金等は、地方事務官制度の廃止により、地方職員共済組合から組合員約1万9千人及び年金受給権者約1万1千人が移管されたことに伴う移換金1,436億円を受け入れたため増加しています。



財政再計算の目的

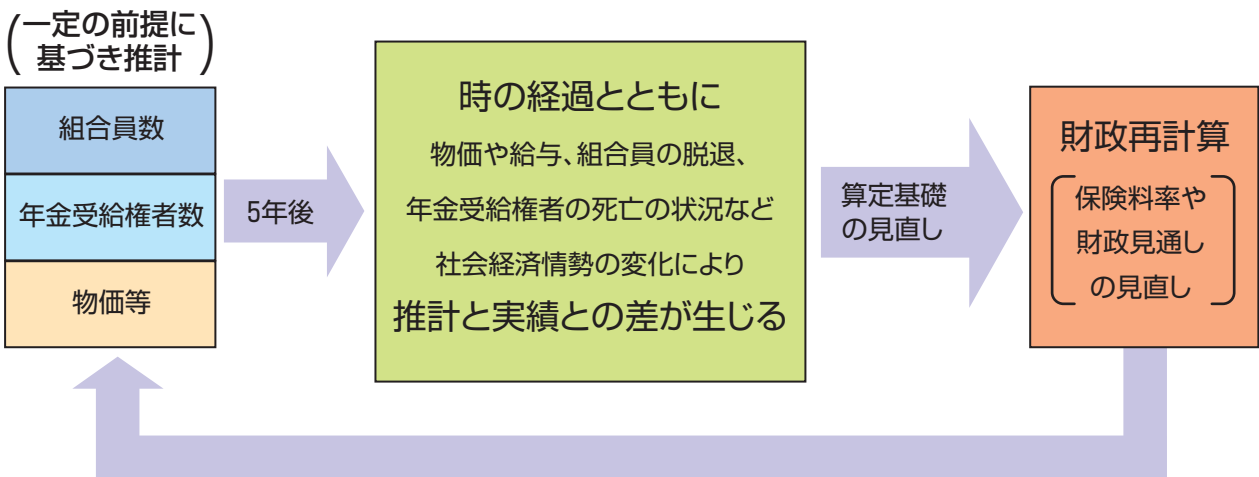
共済年金制度の運営は、組合員の皆さまが納める掛金や被用者である国等からの負担金などの収入と共済年金の給付などの支出とが長期的に均衡し安定していなければなりません。

このため、国家公務員共済組合法第99条において、国共済・地共済全体の年金の給付に要する費用の予想額と国共済・地共済全体の掛金および負担金の額ならびにその予定運用収入の額の合計額が、おおむね100年間に相当する期間の終了時に両共済の年金給付に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるように少なくとも5年ごとに財政再計算を行うこととされています。

収入と支出は、過去の経験値などに基づいて将来を予測して計算しています。しかし、時の経過とともに、物価や給与、組合員の脱退や年金受給権者の死亡の状況など社会経済情勢は変化し、推計と実績との間に差が生じてきます。

財政再計算の目的は、このような情勢の変化に対応するために、将来の組合員数、年金受給権者数、物価上昇率、賃金上昇率など計算の前提となる算定基礎を見直し、将来、支出する年金と保険料などが見合うように計算し直すことにあります。

(注) なお、平成16年財政再計算の結果の概要については、6頁～8頁をご参照下さい。



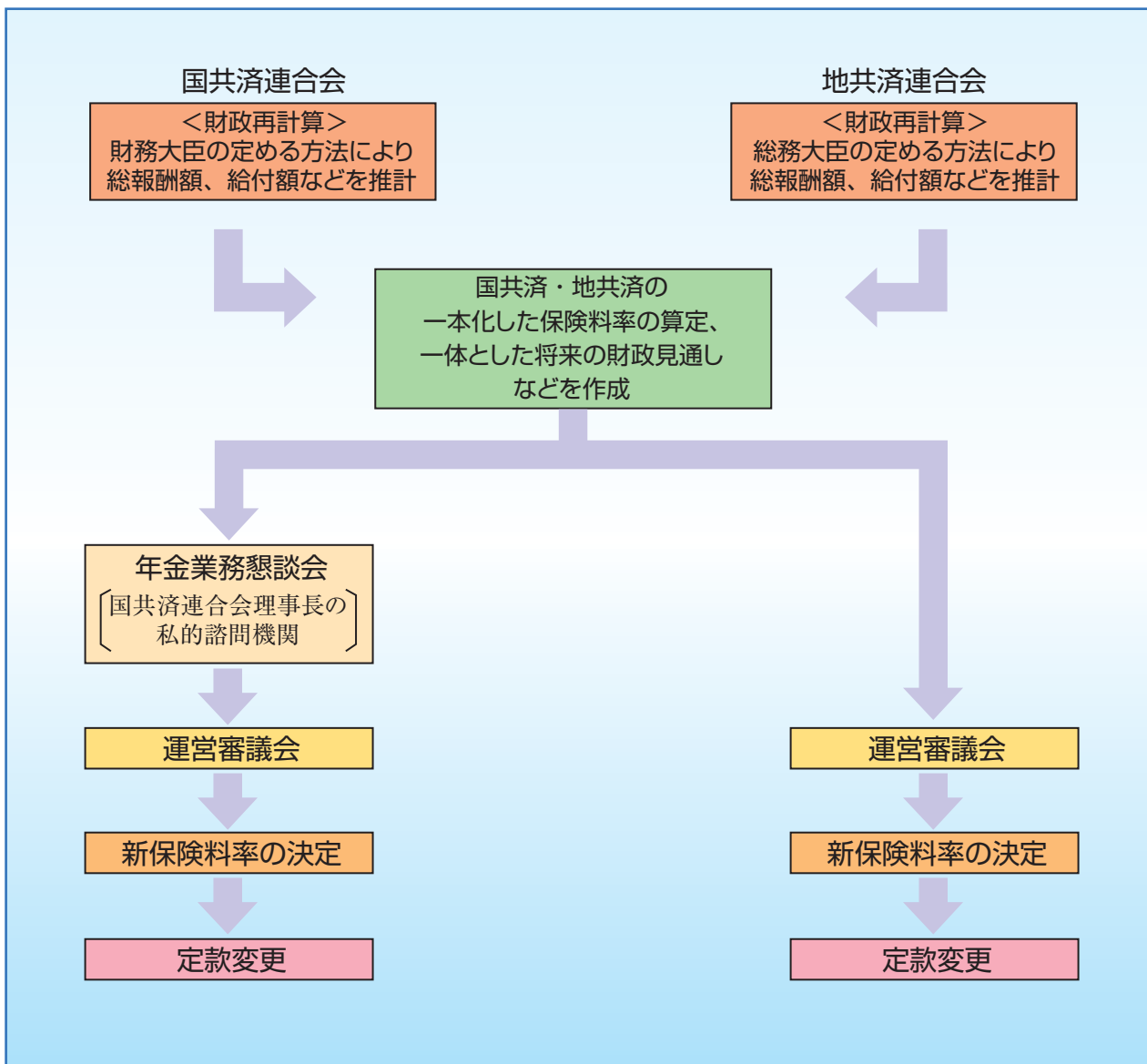
財政再計算の仕組み

～財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として将来の財政見通しを作成します～

平成16年前の財政再計算は国共済単独で行っていましたが、平成16年の「国共済と地共済との財政単位の一元化」により、平成16年財政再計算からは国共済・地共済それぞれの将来の給付額・総報酬額などをお互いに提供し、それを合算した国共済・地共済全体の将来の給付額・総報酬額などに基づいて一本化した保険料率を算定し、一体とした財政見通しを作成することになっています。

この作業は、国共済は財務大臣、地共済は総務大臣が定める算定方法に基づいて行うこととなりますが、保険料率については、平成16年財政再計算当時、国共済と地共済の率が大幅に異なっていたので、激変緩和のため平成16年から段階的に一本化を実施することとし、平成21年に同一の保険料率とすることになっています。

(注) 「国共済と地共済との財政単位の一元化」については、平成21年3月発行のリーフレット「財政再計算に向けて」の5頁をご参照下さい。



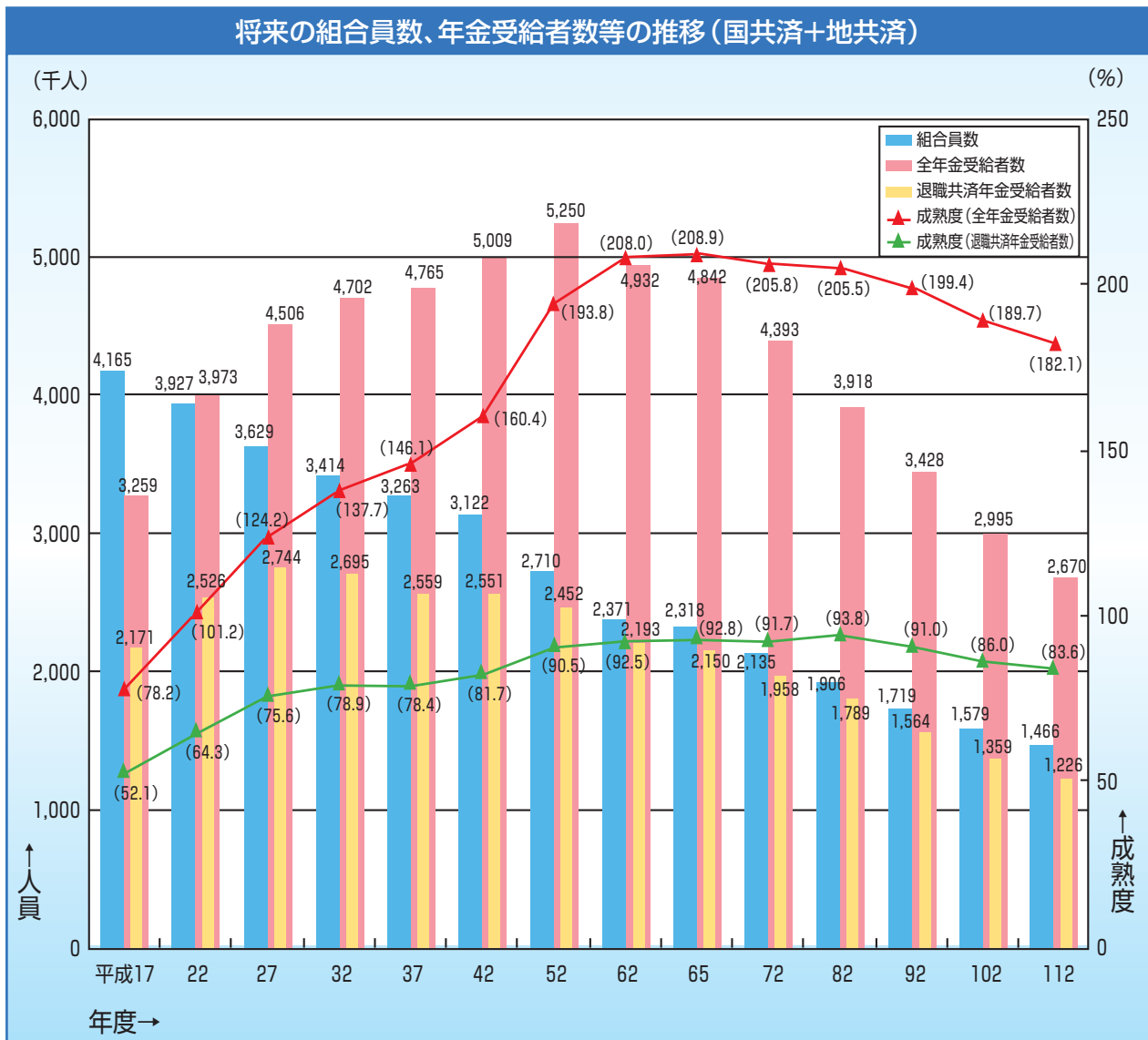
国共済と地共済を一体とした 平成16年財政再計算の結果の概要

1 組合員数及び年金受給者数の見通し(国共済+地共済)

組合員数の見通しは、過去の組合員数と生産年齢人口(15歳~64歳)との動向に鑑み、「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)における中位推計を基礎として見込んでいます。

一方、年金受給者数の見通しは、今後とも年々増加していきますが、平成52年度に525万人に達した後は組合員数の減少に伴い年金受給者数も減少に転じると見込んでいます。

これにより、組合員数に対する年金受給者数の割合も年々上昇し、ピーク時の平成65年度では、組合員1人で年金受給者2.1人を支える状況になると見込んでいます。



(注) 成熟度 (%) = 年金受給者数 / 組合員数 × 100

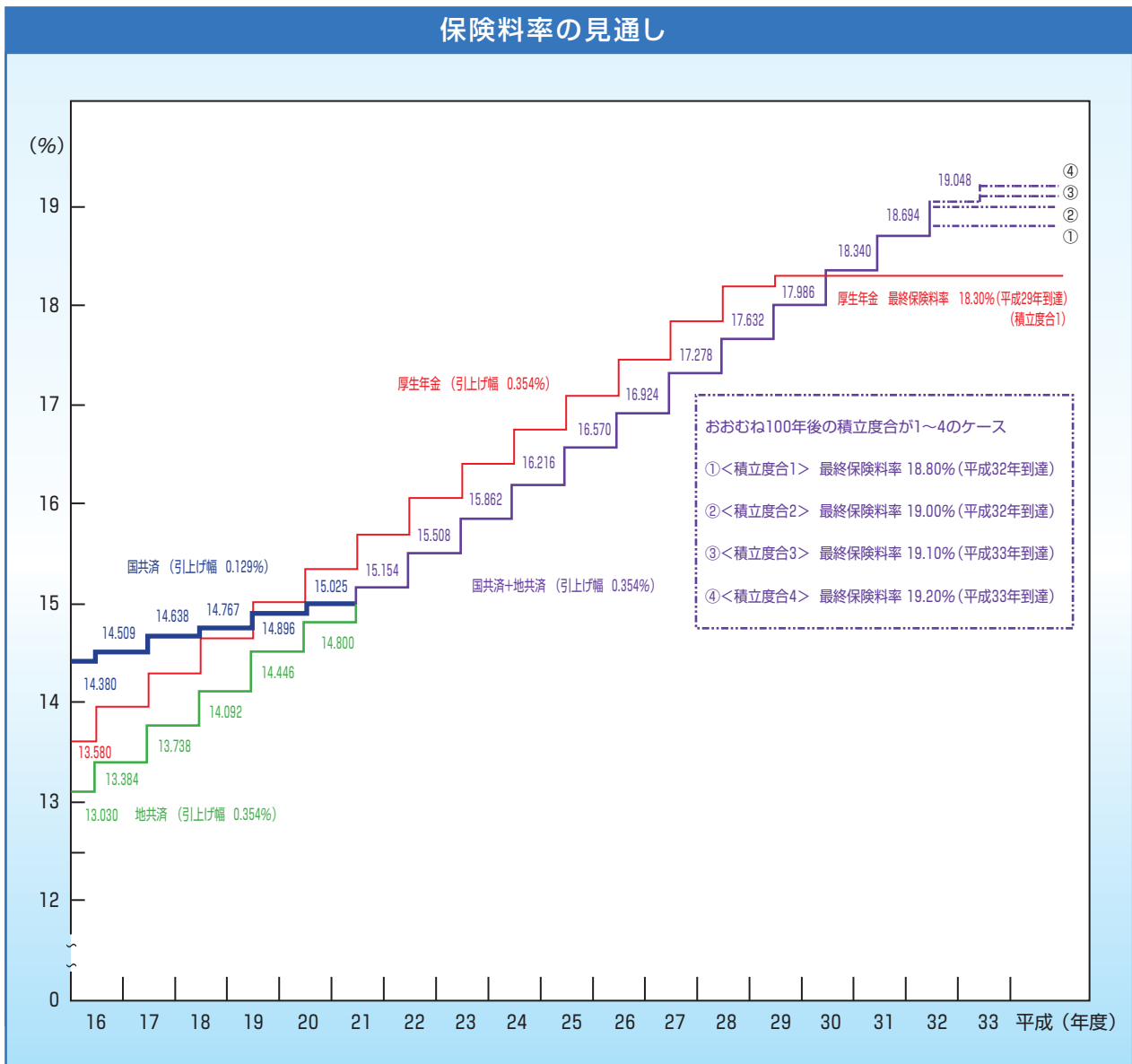
2

保険料率の見通し

平成16年財政再計算当時の保険料率については、国共済(14.38%)と地共済(13.03%)との間で異なっていたため、平成16年から段階的に一本化を実施することとし、平成21年に同一の保険料率とすることとしました。

このため、国共済の保険料率は、地共済と同一の保険料率となる平成21年まで毎年0.129%引き上げ、平成22年以降は毎年0.354%引き上げ、下の表中にあるように、1~4の積立度合(注1)に応じた最終保険料率とその到達年の見通しを作成しました。

(注1) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率です。

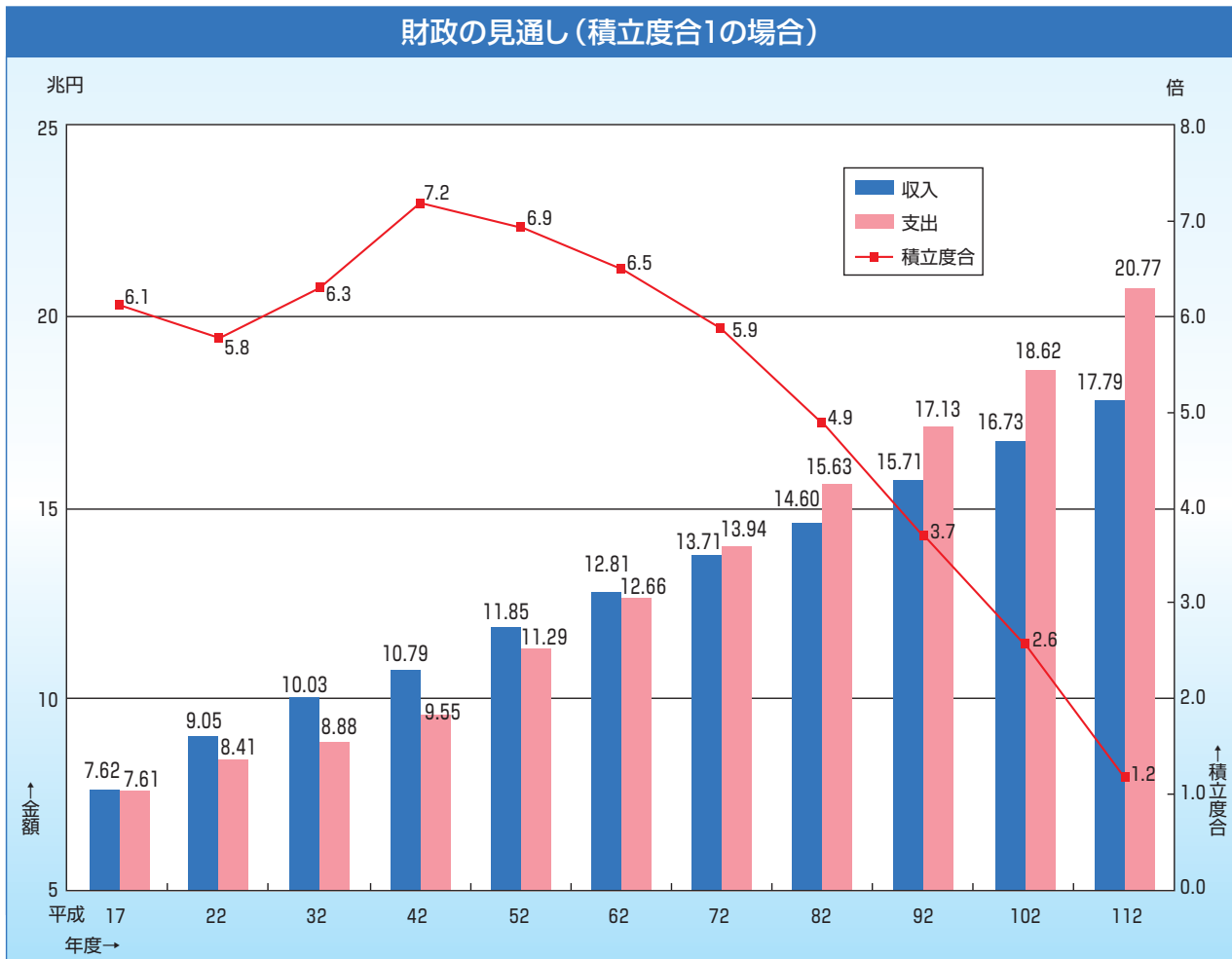


(注2) 保険料率は、すべて総報酬ベース、公務財源率を除く。(地共済の保険料率は、給料ベースを総報酬に換算している。)

(注3) 厚生年金は法定保険料率です。

平成16年からは、おおむね100年間で財政均衡を図る仕組みとし、積立金は、その財政均衡期間の終了時に長期給付の支給に支障が生じないために必要な額を保有することとしつつ、次世代及び次々世代の給付にも充てることとしました。これにより、保険料水準の上昇が抑制されることとなります。

財政の見通しについては、おおむね100年後の積立度合（下表の注1参照）が、1から4のケースを作成しました。下表は積立度合が1の場合であり、それによると、単年度収支は、保険料率の引上げなどもあり平成60年代前半までは黒字で推移し、その後はマイナスとなっていますが、これは積立金を活用することによるものであり、長期間にわたって年金財政の均衡を保つ見通しとなりました。



(注1) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率です。

(注2) 長期的な経済前提は次のとおりです。

・賃金上昇率 2.1%、・物価上昇率 1.0%、・運用利回り 3.2%

(注3) 基礎年金拠出金に対する国庫負担割合は、平成21年度以降は1/2で算定しています。

平成21年5月発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
TEL03-3222-1841(代) <http://www.kkr.or.jp/>